

町長とお話してみませんか？

町長との懇談の日を開設

町民の声を町政に反映するため、毎月11日を町長との懇談の日と定め、町長とお話をする機会を設けています。4月は11日が土曜日に当たるため、前日の10日（金）に開催します。

- 時間 1人（1団体）約20分間（先着順）
- 場所 広野町役場 2階 応接室
- 対象 広野町民
- 申し込み方法 実施日の2日前までに下の問い合わせ先に電話してください。

■日時 4月10日（金）、5月11日（月）
午後2時～4時

問 総務課 秘書広報係 ☎0240-27-2111

今後は1月の第2日曜日に

平成28年成人式は1月10日に挙行します

広野町の成人式につきましては、長年にわたり1月4日に開催してきましたが、平成12年の法改正により、「成人の日」が1月15日から1月の第2日曜日に移動してからは、全国の多数の自治体が第2日曜日に実施している状況にあります。

福島県内でも、59市町村中第2日曜日の実施が38市町村、8月15日が16町村、その他が5町村（広野町はここに含まれます）となっています。

1月4日は、多くの企業で「仕事始め」の日にあたり、休暇を取得しづらいとの「声」も多く寄せられていたことから、一人でも多くの新成人の皆さんが出席できるよう配慮し、広野町でも1月の第2日曜日に挙行することにしました。何とぞご理解をお願いします。

- 日時 平成28年1月10日（日） 午前10時開始
- 会場 広野町中央体育館
- ※例年広野町公民館で行っていますが、平成27年度に改修工事を予定していますので、中央体育館での挙行となります。

■対象者 平成7年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた人で、広野町に住所がある人。ただし、平成22年度に広野町立広野中学校を卒業した人は、広野町に住所がなくても対象となります。対象者には、10月中に案内と参加申込書を送付する予定です。

問 生涯学習課 生涯学習係 ☎0240-27-3244
学校教育課 学校教育係 ☎0240-27-4166

納期限は6月1日

平成27年度自動車税の定期課税

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車を所有している人（割賦販売の場合は使用している人）に課税されます。平成27年度自動車税の納税通知書は、5月8日に発送する予定ですので、6月1日（月）の納期限までに忘れずに納付してください。避難などに伴い住民票を移さないまま転居した人で、転居先へ郵便物の

転送を希望する人は、郵便局へ「転居届」の提出が必要です。転居届の有効期限は1年間ですので、詳しくは最寄りの郵便局へお問い合わせください。

問 相双地方振興局 県税部 課税課 ☎0244-26-1127

4月から放射線対策課に

除染対策課から名称を変更しました

放射線に対する正しい知識の普及など、放射線対策の充実、強化を図るため、平成27年4月1日から除染対策課を放射線対策課に名称を変更しました。除染対

策業務も、放射線対策課が引き続き行います。
問 放射線対策課 放射線対策係・除染対策係 ☎0240-27-4162

正確な住所の登録が必要です

引っ越しの際は住民票の異動を忘れずに！

住民票の異動の届出（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。入学・転職・転勤などで引っ越しをし、住所を異動する人は、住所変更の届け出を忘れずに行ってください。

- 広野町から転出する場合

広野町	転出前に 転出届を提出し、転出証明書を受け取る
↓	
引越し先の 市区町村	転入した日から14日以内に 転出証明書を添えて転入届を提出する
- 広野町内で転居する場合
 転居した日から14日以内に広野町に転居届を提出する
 問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

放射線相談室

訪問相談会を行っています

広野町放射線相談室では、2月から集会所での相談会を始めました。4月中の相談予定は表のとおりです。放射線に関する不安や相談したい事がある人は、ぜひお越しください。参加者全員での対話の後、個別の相談もお受けします。

開催日	会場	時間
4月10日（金）	上北迫地区集会所	午前11時半～正午
4月13日（月）	亀ヶ崎地区集会所	午前11時半～正午
4月15日（水）	四倉町鬼越応急仮設住宅集会所 四倉工業団地応急仮設住宅集会所	午後2時～3時 午後3時～4時
4月22日（水）	常磐迎第1 応急仮設住宅集会所 常磐迎第2 応急仮設住宅集会所	午後2時～3時 午後3時～4時

問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773

平成27年度も継続します

復興支援バス無料乗車証の更新をお忘れなく

復興支援バスの乗車には、無料乗車証が必要です。各応急仮設住宅管理室または広野町復興企画課企画振興係でお申し込みください。平成26年度の乗車証を持っている人も、再度申請の手続きをとる必要がありますので、各応急仮設住宅管理室または広野町

復興企画課企画振興係で手続きをしてください。お申し込みください。平成26年度の乗車証の有効期限は、1か月の再度申請猶予期間があるため、平成27年4月30日です。
問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251